

ご存知ですか？

はり・きゅう・マッサージ等 施設利用者助成制度

町では、高齢者の健康保持、増進を目的として、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき費用の一部を助成します。

***助成対象者** 65歳以上の方（但し、医療保険により、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けている方は除きます。）
***助成額等** 1枚1、000円の利用券を月2枚交付します。

***申請先** 保健福祉課（印鑑持参）

●利用できるところ（登録順）

エバト針灸院	(横芝町)	☎ 82-3747
ハリ、灸タキカワ	(横芝町)	☎ 82-2721
向後治療院	(横芝町)	☎ 82-0646
川野鍼灸治療室	(横芝町)	☎ 82-0394
マルタ治療院	(横芝町)	☎ 82-5655
成東の延命灸	(成東町)	☎ 0475-82-3161
鍼灸治療院 天風堂	(成東町)	☎ 0475-82-2195
杉浦治療室	(横芝町)	☎ 82-3917
寺田鍼灸治療院	(成東町)	☎ 0475-84-0990
順漢堂治療院	(成田市)	☎ 0476-23-1126
草葉治療院	(八日市場市)	☎ 79-0236
新井治療所	(光町)	☎ 84-0134

※問い合わせ先 保健福祉課 ☎ 82-8817

児童手当を受けている方へ

手当てがストップします 現況届を忘れずに!!



児童手当と就学前特例給付を受給している方は毎年6月に「現況届」を提出していただくことになっています。児童手当と就学前特例給付は、所得が一定額以下の人が受給できることになっていて、毎年所得を調査するように決められています。このため、6月30日までに、所得の状況等を確認するための「現況届」を役場保健福祉課に提出することになります。

この「現況届」を忘れると、たとえ所得が一定額以下であっても6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※問い合わせ先

保健福祉課 ☎ 82-8816



現況届に必要な 添付書類等

- ・年金加入証明書又は申立書
(請求者がサラリーマン等の場合に提出)
- ・前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書
(今年の1月1日に横芝町に住所がなかった場合に提出)
- ・その他
(必要に応じて提出する書類があります。)